

通達で学ぶ労基法

～コンメンタール労働基準法は「**解釈総覧**」から攻略せよ～


社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



行政通達には、立法趣旨や条文の文言の解釈（行政解釈といいますが示されており、近年の本試験ではこの「行政通達」からの出題比率が極めて高い状態にあります。今月号では、この行政通達を集めた逐条解説書「労働基準法解釈総覧」（コンメンタール）を根拠とした練習問題を解き、音声講義つきで行政通達を理解していきます。



※「コンメンタール」（Kommentar）とは逐条解説書全般をいいます。本コーナーにおいて使用する場合には、『労働基準法解釈総覧（改訂15版）』（厚生労働省労働基準局編、労働調査会）を指します。

 「特集1」00 イントロ

はじめに **なぜ、労働基準法の行政通達の内容を知る必要があるのか？**

実際に問題演習に入る前に、これに対する答えを知っておいてください。

- ①よく**本試験に出題**されるから。
- ②そのままでは出題されないが、その考え方を知っていることで、**過去未出題の問題にも対応できる可能性が高くなる**から。

①につき、**平成29年度**（昨年度）本試験択一式**全7問（35肢）**のうち、**行政通達**からの出題は、実際にどれくらいあったのでしょうか？

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7
4肢	4肢	4肢	5肢	1肢	3肢	1肢

年度により出題傾向は変わるので、一概にはいえませんが、平成29年度については、実に35肢中**22肢（62.8%）**が、行政通達を根拠とする出題であり、特に割合の多い年度でした。他の法律科目（特に、雇用保険法・健康保険法）でも、行政通達からの出題は多いのですが、労働基準法ほどではありません。

したがって、皆さんが受験される**平成30年度本試験**においても、択一式において、科目単位の基準点はもちろん、合計点数における合格点を確保するためには、行政通達の学習が必須であることを理解してください。

では、さっそく問題演習を始めましょう。今回は労働基準法の主要**6テーマ**につき**5肢択一式**の形式で問題を作っております。この問題を解いた後、私の音声による解説講義を聞き、更に理解を深めるようにしてください。

テーマ1：総則

〔問1〕 労働基準法の総則に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働基準法第1条第2項では、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」とされており、社会経済情勢の変動に決定的な理由があったとしても、本条に抵触する。
- B 労働基準法第2条では、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであり、労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」と規定しており、労働基準監督署は、この原則を具体的に適用する責務を負い、監督権を行使するものとされている。
- C 就業規則に労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをする趣旨の規定がある場合、現実に男女差別待遇の事実がない場合であっても、労働基準法第4条（男女同一賃金の原則）違反となる。
- D 移籍型の出向労働者については、出向元との労働契約関係は消滅し、出向先との間にもみ労働契約関係が存在するため、労働基準法上の使用者としての責任はすべて出向先の使用者が負う。
- E 年次有給休暇の日数及びこれに対し支払われる賃金は、労働基準法第12条の平均賃金の計算において、算定の基礎からは除かなくてはならない。